⑰　関連情報を入手するための照会窓口　上記4⑴に同じ。

⑱　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記2⑵に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記4⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑲　詳細は、入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kotaro Yoshida, Director, North Kanto Defense Bureau

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Additional Construction for New Firing Range in Asaka (JFY 2017)

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : January 15, 2018, 5 : 00 P.M.

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : February 20, 2018, 12 : 00 noon

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, North Kanto Defense Bureau, 2―1 Shintoshin Chuo-ku, Saitamacity, 330―9721, TEL 048―600―1800 (Ext. 2442 or 2443)

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

農林水産省地方農政局の競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

なお、平成29年度及び30年度の資格を既に付与された者については、本公示に基づく資格審査を改めて受ける必要はない。

平成29年12月25日

東北農政局長　木内　岳志
関東農政局長　浅川　京子
北陸農政局長　印藤　久喜
東海農政局長　幸田　　淳
近畿農政局長　新井　　毅
中国四国農政局長　坂井　康宏
九州農政局長　石井　俊道

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　04、11、17、23、26、33、43

1　契約の種類及び業種の区分

［掲載順序　契約の種類：業種の区分］

⑴　建設工事契約：土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、塗装工事、機械器具設置工事、電気通信工事、さく井工事、その他工事。

⑵　測量・建設コンサルタント等契約：測量、土地家屋調査、建設コンサルタント、建築士事務所、計量証明、地質調査、補償コンサルタント、その他。

2　申請の時期

申請時期は、定期受付期間終了（平成29年1月31日）後、随時で受け付けを行っている。

なお、平成30年度当初からの資格付与を希望する者は、別記に掲げる申請者の本社（店）所在地の区分に応じ、平成30年2月1日から平成30年2月28日（当日消印有効）までの間に、それぞれ別記に掲げる提出場所に郵送すること（書留又は簡易書留に限る。以下同じ）。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　地方農政局所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」又は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、次のホームページアドレスから入手することができる。

http://nnppi.nn-net.go.jp/guide.html

⑵　申請書の提出方法　申請書を提出する場合は、申請書に次に掲げる書類を添付すること。ただし、記載内容に訂正又は疑義が生じた場合は、再提出や説明を求めることがある。

①　建設工事契約

ア　営業所一覧表

イ　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する総合評定値通知書の写し（告示（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年1月31日付け国土交通省告示第85号））第一の四の1㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証する書類）

ウ　業態調書

エ　納税証明書の写し（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）

オ　共同企業体等調書（経常共同企業体）

カ　共同企業体協定書の写し（経常共同企業体）（任意様式）

キ　申請者が合併新設会社又は合併存続会社等で合併後5年未満の場合には当該事実を証明する書類

ク　グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書

ケ　行政書士等による代理申請による場合には委任状

②　測量・建設コンサルタント等契約

ア　技術者経歴書

イ　営業所一覧表

ウ　財務諸表類

エ　登記事項証明書（法人の場合）又はその写し

オ　登録証明書等（営業に関し、法律上必要とする登録の証明書又はこれの写し）

カ　納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）

キ　行政書士等による代理申請による場合には委任状

⑶　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書等は、日本語で作成すること。なお、外国語で記載のその他の書類は、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

②　申請書等中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

4　競争に参加することができない者

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者。

⑵　申請書及び審査に必要な書類に、故意に虚偽の事実を記載した者

⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑷　予決令第71条第1項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

⑸　建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

⑹　数人の建設業者が共同して工事を施工する協定により結成した企業体であって、上記4の⑴～⑸までに該当する構成員を含む者

⑺　測量・建設コンサルタント等の営業に関し、法律上必要な資格を有しない者

5　競争参加の資格及びその審査

⑴　建設工事契約　上記4の競争に参加することができない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行う。

①　総合数値の算定方法

ア　経営に関する客観的事項の審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・A

イ　専門技術者に関する審査数値・・・B

ウ　工事成績の審査数値・・・・・・・C

審査結果の総合数値算定方式

A＋B＋C

②　各事項の付与数値